

違反是正事例（事例3-12）

テーマ < 長期間未是正であった非特定用途防火対象物に対する違反処理 令和5年 >
(命令・12 項イ・組織体制)

- 長期間未是正となっていた非特定用途防火対象物（工場）の重大違反に対して違反処理に移行し、告発を視野に入れて命令し違反是正した事例

防火対象物の概要

- | | |
|------------|----------------------------------------------------------------------|
| (1) 用途 | 工場 (12) 項イ |
| (2) 構造・規模等 | 鉄骨造 地上1階
1,132 m ² (新築時 388 m ² 、その後繰り返し増築) |
| (3) 消防用設備等 | 消火器 |
| (4) 関係者 | 所有者 X社 (代表取締役A)
占有者 Y社 (代表取締役B ※Aの親族) |

1 階	昭和 38 年建築 388 m ²	増築 (年月日不明) 744 m ²
-----	---------------------------------	----------------------------------

1 違反処理の概要

(1) 組織としての対応

ア 当該消防本部では、過去の立入検査で違反を指摘したまま未是正となっていた屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備未設置違反（以下「重大違反」という。）が多数存在していたが、平成30年から違反対象物の公表制度（以下「公表制度」という。）が開始されることを契機として特定用途防火対象物に存する重大違反を優先して違反処理に移行することとした。

イ 非特定用途防火対象物の重大違反も多数存在していたが、数が多かったことから非特定用途防火対象物に対しては、まずは、未是正違反対象物に対して、「立入検査で違反指摘した不備事項について是正報告を受けていないこと、また、是正されない場合は、警告、命令に移行する旨」を記載した通知を一斉に郵送し、全く反応がなかった対象物から優先して違反処理に移行することとした。

ウ 違反是正に関する進行状況管理としては、違反対象物ごとに警告への移行期限を定めた進行管理表を作成して全員で共有、違反対象物ごとに担当者を決めて違反処理への移行を決定して違反是正の推進を開始した。

なお、当該消防本部における立入検査については警防隊員が中心となって実施しているが、組織体制を見直して消防署に日勤の査察担当を設置して違反処理業務や立入検査

業務を支援することとした。

(2) 過去の指導経過等

ア 当該対象物については、昭和 58 年 2 月に初めて立入検査を実施している。

当時から「自動火災報知設備未設置」違反を指摘して、建物を使用している Y 社代表取締役 B（以下「B」という。）に対して違反是正指導を実施しており、当時、延べ面積が 951 m²であったという記録が残っている。

また、その後も立入検査を 4 回実施し、B に対して「自動火災報知設備未設置違反」を指摘して違反是正指導を実施しているが、経済的理由等により是正されていなかった。

イ 当該対象物は、前 (1) イの催促通知にも全く反応を示さなかったことから、違反処理を見据えて立入検査を実施することとした。

(3) 立入検査から警告書交付までの経緯

ア 令和元年 9 月に立入検査を実施。過去の経過を踏まえて立入検査時点から警告を見据えた違反調査を実施して B に対して立入検査結果通知書を交付した。

立入検査は、消防本部予防課の職員が支援して警防隊員が実施した。

なお、立入検査時の違反調査結果及び違反指摘は次のとおり。

【違反調査結果】

- ・昭和 38 年に鉄骨造・平屋建て 388 m²で建築。用途は工場。
その後、増築を繰り返して延べ面積が 1,132 m²となった。
増築経過は不明だが、昭和 38 年以降であることを航空写真及び関係者の供述から確認し、既存不遡及にはあたらない旨を確認。
- ・面積を測定して平面図を作成、写真撮影も実施した。
- ・準耐火構造としては認められない事実を確認した。

【違反指摘】

- ・屋内消火栓設備未設置
- ・自動火災報知設備未設置
- ・消防用設備等点検未実施、未報告
- ・少量危険物未届、基準不適 等

イ 立入検査結果通知書に基づく改修計画報告書が提出されず、違反是正への意思もみられなかったことから、警告書の交付に向けて令和 2 年 10 月に違反調査を実施。

名宛人特定のために登記事項証明書を取得したところ、所有者は X 社の代表取締役 A（以下「A」という。）であり、今まで違反の是正を指導していた B は、当該対象物の占有者であることが判明した。

B は X 社の元代表取締役で、A と B は兄弟であるが相続問題もあり長期間疎遠となっているとのことであった。契約書は無いが賃料を支払っているとの供述であった。

ウ 警告書の交付にあたり、B から「警告書の交付は自分のみに交付してほしい。」という申し入れがあったが、消防用設備等の設置については所有者に設置義務が生じることから「所有者に対して警告書を交付する。」旨を説明し、相互に協力して是正することを期待して、令和 2 年 11 月 16 日に双方に対して「屋内消火栓設備及び自動火災報知設備を

令和3年5月17日まで設置すること。」という内容の警告書を交付した。警告書は、Bへは直接交付、Aは、他県に居住し遠方であることから、配達証明付き内容証明郵便で送達し、令和2年11月17日付で受理した旨を確認した。

エ Aに対する警告書の到着状況の確認及び違反指摘事項の是正指導を実施しようと電話したところ、「何十年も知らされていない事実いきなり警告とは納得できない。直接の訪問は困る。地元の人に聞いたけど、そんな設備は義務ではないと言われた。」などと憤慨し、話も聞いてもらえない状況であった。

オ Bへの違反是正指導も継続していたが、経済的理由、消防用設備等に経費をかけるくらいなら出火防止できるような設備にお金をかけたい、工場に消火設備が必要なら消防車にも同様の設備が必要だなどと独自の理論を展開するなどして是正する意思は示されなかった。

カ その後もA及びB共に違反是正に関する動きはなかった。

(4) 命令から告発準備までの経緯

ア 警告書の履行期限である令和3年5月17日が到来しても違反是正に向けた動きがなかったことから違反調査を実施して命令へ向けて準備を開始した。

Bについては契約書も無かったことから命令書は所有者のみに交付することとした。

イ 命令書の交付にあたりAに対して消防署への「来署要請書」を送付したが来署せず、その後、何度も電話で直接対面での説明を申し入れたが拒否された。

ウ 令和3年6月17日、Aを名宛人として命令書を配達証明付き内容証明郵便で送達した。

【命令内容】

・屋内消火栓設備及び自動火災報知設備を令和3年12月17日までに設置すること。

エ その後もAに対して電話ではあるが何度も直接訪問を申し入れたが「消防とは会わない」との一点張りで、命令の履行期限が近づいたが是正の見込みはみられなかった。

オ 命令の名宛人と直接会えていなかったこと、また、命令書も直接交付できなかったことから不安もあり、市の財政部局と調整してどうにかAに直接接触する為に出張の了解を得て、令和3年11月4日にアポなしでAの会社を訪問した。

出張にあたっては、自宅の住所を把握して出向。過去から何度か時間を変えて電話した際に、Aが午前中に在社していることを把握していたことから、まず会社に行き、不在の場合に自宅を訪問する計画を立てた。

カ Y社に出向するとAが在社していたことから、違反の是正意志について確認するとAは「命令内容は十分認識している。告発でも何でもすればよい。話すことは何もない。命令内容も理解している。知り合いの弁護士にも履行期限が経過すれば告発されることは聞いている。」などと一方的に話し、消防職員の説明は全く聞かない状況であった。

そんなやり取りをしている最中にAの息子のC（以下「C」という。）が戻ってきたことから、Cに対して今までの経過や消防用設備等の必要性等を説明したところ、Cも最初は興奮していたが、しばらくすると落ち着いた口調で告発を回避する方法を聞いてきた。

このことから、用意していた自動火災報知設備やパッケージ型消火設備のリーフレットなどを活用して違反の是正方法を説明し、「履行期限である令和3年12月17日までに、消防設備工事業者との工事契約書や消防用設備等着工届出書が提出されれば、消防とし

ては告発を留保する考えがあることを回答した。

キ 令和3年12月7日、Cから連絡があり、現在、消防用設備等の着工に向けて準備を進めているが、占有者であるY社との調整が難航していること、年末の繁忙期であることから工事施工業者の都合で着工届出書の提出が履行期限に間に合わないとの相談があった。このことから、当該消防本部内で検討し、告発への最後の通告として、Aに対して令和4年2月17日を期限とする催告書を交付することとし、配達証明付き郵便にて送達した。

ク 管轄警察署へは、命令後すぐに情報提供し、命令の履行期限までには是正されない場合は、告発をする旨を相談。令和4年1月17日、管轄の警察署の担当課宛てに、公印を押印していない消防長名による告発書に資料を添えて仮提出し、告発資料の過不足があれば指示してほしい旨、また、催告書の期限である令和4年2月17日までに是正する意向を示されない場合は、消防機関として正式に告発書を提出する旨を伝え連携していた。

2 違反処理の完結

(1) 令和4年2月16日、消防設備施工業者から、パッケージ型消火設備及び自動火災報知設備の着工届出書が提出され、併せて工事請負書の写しが提出された。

このことから具体的には是正する意向があると判断し、当該消防本部として告発を留保することとし、管轄警察署にも伝えた。

(2) 令和4年3月末に工事の着工が予定されていたが、機器の納品等が遅延していたことから工事の着工は遅れたが、令和4年4月28日にパッケージ型消火設備及び自動火災報知設備が設置され、命令事項は全て是正された。

(事例 3—12) グループ検討

テーマ 〈 長期間未是正であった非特定用途防火対象物に対する違反処理 〉

1 未是正違反対象物の進行管理等について

当該消防本部では、過去の立入検査で未是正となっていた消防用設備等の未設置違反が多数存在していましたが、公表制度の創設等を契機に違反管理体制を強化して対応しました。

各消防本部における未是正違反の進行管理や違反処理体制等について、良い取り組み又は問題点なども含めて意見交換してください。

2 違反調査内容等について

当該消防本部では、警告書交付前の違反調査で過去の立入検査における名宛人が、現在占有者である旨が確認されたことから、警告時から現所有者に対する違反是正指導を開始しております。

重大違反等に対する名宛人の特定作業、時期、その他違反調査内容などについて検討してください。

なお、関係者指導にあたっての留意点などについても検討してください。

3 遠方に居住している関係者への対応

当該事案では、名宛人が遠方であったこと、かつ、消防本部との面接を拒否したことから、対面での違反是正指導が困難でしたが、消防本部として出張を決定して名宛人と直接接触したことで違反是正に向かっています。

名宛人が遠方の場合の、指導方策、供述聴取の方法、命令書の交付方法などについて検討してください。

4 告発相談について

消防法に基づく命令違反として告発をする場合の、告発相談時期、方法、相談先、事前調整等について意見交換してください。

また、各消防本部の告発事例等があれば意見交換してください。警察機関との連携のタイミングや方法等についても検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討